

生徒生活心得

本校の教育目標のもとに、基本的な生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と判断力を養い、自主的、自律的な態度をもって、心身ともに健康で充実した学校生活を送ろう。

1 校内外の生活について

城西高校生としての自覚をもち、良識ある言動を心がけよう。

- (1) 交友は互いに人格尊重しよう。
- (2) 相手を尊重した態度や言葉づかいに心がけ、お互いに挨拶をしよう。
- (3) 校内の環境美化に努め、学校の備品や施設は大切に使用しよう。
- (4) 所持品は各自が責任を持って保管すること。
- (5) 登校後は下校時まで無断で校外に出ないこと。
- (6) 飲酒、喫煙、暴力等法で禁じられている行為はしないこと。
- (7) 不健全な飲食店、娯楽施設に立ち入らないこと。
- (8) 午後10時以後の外出はひかえよう。

2 服装・頭髪について

高校生らしく端正、清潔に心がけよう。

3 登下校について

- (1) 交通法規や交通徳を遵守するとともに積極的な交通事故防止に努めよう。
- (2) 登下校時は制服を着用すること。
- (3) 余裕を持って登校し、8時45分には教室にいること。
- (4) 自転車の並進、二人乗り、傘差し、無灯火、イヤホンで音楽を聴きながらの運転はしないこと。
- (5) 自転車通学生は車体にステッカーを貼り、校内では所定の場所にきちんと置くこと。

服装・頭髪規定

1 服装

○冬用・夏用共に学校指定制服を着用する。

○ネクタイは、冬服着用時ならびに式典等の行事では必ず締める。ただし、夏服についてはその限りではない。

○その他

- (1) 靴は華美でないものとする。(サンダル型は不可)
- (2) ソックスは華美でないものとする。
- (3) ベスト・セーターは学校指定のものを着用する。
- (4) 防寒着は華美でないものとする。
- (5) 体育服は学校指定のものを着用する。
- (6) 実習服は学校指定のものを着用する。
- (7) 冬服は10月1日より5月31日まで、夏服は6月1日から9月30日までとする。

ただし、開始日の前後2週間を移行期間とする。(気候状況によって前後することもある。)

2 頭髪

パーマ、染色、脱色等の加工はしないこと。

3 上履き

学校指定のものとする。

アルバイト規定

- 1 アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ずアルバイトの必要性が生じた場合は、勉学に支障がないと認められる場合に限り、これを許可する。
- 2 アルバイトに従事しようとする時は、保護者承認の上「アルバイト許可願」を担任に提出し、校長の承認を得る。

※~~~~~(アンダーライン)は検討中